

9月28日（火曜日）午前9時30分開議

議事日程（第3日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第30号 平成22年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについて
(町長提出)
- 第3 議案第31号 平成22年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについて
(町長提出)
- 第4 議案第32号 平成22年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
(町長提出)
- 第5 認定第1号 平成21年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第6 認定第2号 平成21年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(町長提出)
- 第7 認定第3号 平成21年度北方町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(町長提出)
- 第8 認定第4号 平成21年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(町長提出)
- 第9 認定第5号 平成21年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(町長提出)
- 第10 認定第6号 平成21年度北方町上水道事業会計決算の認定について (町長提出)
- 第11 発議第7号 国民健康保険に対する国庫負担金制度の見直しを求める意見書について
(議員提出)
- 第12 発議第8号 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書について (議員提出)
- 第13 発議第9号 中村広一議員の議員辞職勧告に関する決議 (議員提出)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

出席議員 (9名)

1番	鈴木浩之	2番	安藤浩孝
3番	廣瀬和良	5番	福井裕子
6番	立川良一	7番	戸部哲哉
8番	井野勝巳	9番	日比玲子
10番	田中五郎		

欠席議員 (1名)

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵	総務課長	村木俊文
税務課長	山中真澄	収納課長	西口清敏
住民保険課長	豊田晃	福祉健康課長	北村孝則
上下水道課長	山田忠義	都市環境農政課長	酒井友幸
教育課長	渡辺雅尚	会計室長	林賢二
監査委員	森敏幸		

職務のため出席した事務職員の氏名

議会事務局長	高橋善明	議会書記	木野村幸子
議会書記	梅田竜志		

○議長（井野勝巳君） おはようございます。

連日にわたりまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は9人で、定足数に達しております。

ただいまから平成22年第5回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において2番安藤浩孝君、及び3番廣瀬和良君を指名いたします。

日程第2 議案第30号

○議長（井野勝巳君） 日程第2、議案第30号 平成22年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。日比君。

○9番（日比玲子君） 9ページの文化財のことではありますが、私はこの2点について、写真を撮ったり見てきたわけですが、安藤伊賀守のところは入れないということで、今度は揖斐線も使って入り口にするということですが、今後のどういう形でされるのか、図面だけはいただいたんですけど、どういうことをされて、その維持をどうしていくのかということをお聞きをしたいのと、それから北方城址の跡地についても、もう土がでこぼこで、その上に碑が立ったりなんかして、雨が降ると南のほうにどろんどろんと土が流れてる状態なんですよね。そういうところをどういうふうにお金を、予算をつけてやられるのか。その2点です。

○議長（井野勝巳君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺雅尚君） まず1点の安藤伊賀守戦死の地の工事内容だと思いますが、質問につきまして。

これにつきましては、先ほど、名鉄の線路地を借り切りまして、こちらから復旧道路ということで、こちらから出入り口を設けるため、路面のほうは舗装させていただきまして、両脇に低木により植栽をさせていただきます。そして戦死の地の指定地のほうですが、そちらのほうは、周りに置いてあります石が埋まっておりますもので、それを掘り起こして整備、そして整地のほうをさせていただきます。そして北側の駐車場、民地の駐車場がございます。そちらのほうにつきましては中木による植栽、そして北面の民家との間も中木による植栽をさせていただきます。そして案内板が、説明板ですね、それが老朽化しておりますもので、その説明板の取りかえ等を行わせていただきます。それから百年記念通りからの取り付け道路のところには、案

内板の設置をさせていただきます。そして高木が5本ばかりでございますので、その剪定も行います。戦死の地については以上でございますが、もう一つの北方城址につきましては、議員も今おっしゃいましたように、雨等で南側に土砂が流出するというので、その上に砂利舗装、砂利を引き詰めまして、その土砂の流れ落ちるのをとめさせていただきます。そして、そこに もう一つ説明板、それを設けさせていただく、そういう工事でございます。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） まず北方城址のことですが、ここは案内板というか説明板はあったと思うんですが、新たにつくるのかどうかと。それから維持をどうして、この2つを改修されて維持をしていくのかということもお尋ねしますので、その答弁をお願いします。

○議長（井野勝巳君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺雅尚君） 北方城址跡の説明板ですが、まずこれを改修するという発端は、御存じのように高知県の宿毛市との交流が始まりまして、お通さんの縁がありまして交流が始まっております。それで、そのお通の入った系図のほうを城址跡にはつけたいと考えております。

ちょっと2つ目の質問が聞こえなかったんですが、もう一度お願いできますでしょうか。

○9番（日比玲子君） 維持をどうされるのか。つくるとはいいいんだけど、私が聞いてきたのは、安藤伊賀守のどこを見にいったときに、その近くのお年寄り、おじいさんのほうが元気なうちはこの安藤伊賀守はきちっとしていたんだけど、年を重ねてしまって今はだれもやってないということで、もうこんな大きなごみ箱、あれにいっぱいづるが絡まっていたりしてたんですけども、長い間維持をされてなかったんじゃないかということと。ずっと以前に見たときには、もう松の木があって、松の木を切ったのがもうその辺にほかってあった状態があったんですけど。この前に見に行ったときにはそれはもうなくなっていたんですけども、本当にひどい状態だったので、やっぱり維持をきちっとしていかないと、また同じことになってしまうのではないかと、うことで懸念をしているわけです。

○議長（井野勝巳君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺雅尚君） 維持管理のほうなんですけど、戦死の地につきまして文化財保護協会の方において、ボランティアで清掃のほうはさせていただきます。そして、桜の木とかあるんですが、その消毒は、委託して消毒のほうは行っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） よろしいか。立川君。

○6番（立川良一君） 補正予算の中で、保健センターの横の駐車場を確保するというので、農地が転用されると思う……。北方町にとっても駐車場の大変手狭というのは身をもって体験しておりますけれども、農地の転用というのが今年の12月ですか、農地法が改正されて、さらに厳しい状況の中で、北方町にしては向こうの方が言ってこられたから買うことにしたという説明を受けたんですけども、そういう指導というのはなされるわけですか、町のほうで。農地法を尊重しなさい、日本の食というんですか、を確保するために、本来はいけない。町にしても渡りに船

みたいなところもありましたので、そんなふうに簡単に次々出てくると、やっぱり今の農地法からいくとちょっとまずいんじゃないかなという、そんな思いもあります。ちょっとお聞かせを。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） 今度の田んぼの購入の件であります、確かに今議員さんが言われますように、昨年12月の農地法の改正で大変厳しく、農地の転用は厳しくなりました。それで、公共用地に転用する場合も、自治体は鋭意努力、努力義務は課されております。

しかしながら今回の件は、この8月の下旬か9月ごろの初めだったと思いますが、田んぼの所有者のほうから町のほうにぜひ買ってほしいという申し出がありました。その申し出を受けまして、うちのほうはいろいろ検討をさせていただいたわけですが、その田んぼにつきましては御承知のとおり、保健センターの駐車場の続きでありますし、その向こうは道路で区切られております。そういったこともありますし、向こうからの単価も坪1万5,000円ですか、1万5,000円ということもありますので、一応そういった駐車場の利用価値、利便性とか、経済的なこととか、そういうことをいろいろうちのほうで協議した結果、まあ購入したほうがいだろうということで、今、補正予算をお願いしとるわけです。

それで補正予算が通りましたら、うちのほうは法的な事務、この後、農業委員会とか、農業振興地域整備促進協議会というところの意見も踏まえまして、県のほうに協議を持っていくという手続はこれからとらせていただくつもりであります。以上であります。

○議長（井野勝巳君） 立川君。

○6番（立川良一君） 今回の件を一つの契機にして、例えばその土地のまた隣接、農家の方々というのはどんどん減少しておりますし、実際に耕作に当たる方々が減ってきておりますので、その希望が出てきたときに、やっぱりどっかで歯どめはかけなきゃいかんでしょうし。そのために一般の売買というのはもう禁止されておりますし、大変厳しい処罰というの科せられますので、ぜひその辺も踏まえて今後に当たっていただきたいと思っております。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

答弁ありますか。山本副町長。

○副町長（山本繁美君） 議員が言われるとおりに、これから無制限に買うかというところではなしに、今回の田んぼを買えば、うちのほうは体育館、保健センターの駐車場としては一区切りがつくと思っておりますので、それ以上の拡大は今のところ考えておりません。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 関連して質問させていただきますけども、今、副町長のほうから農業委員会、そして農業地域整備促進協議会、こういった中で意見を聞くというお話でしたけども、私の中では市街化調整区域の農振、振興地域という中で、非常に農地転用が難しい地域ということで、これは役所でも同じだと思うんですね、手続上の問題。

調整区域の開発というのはいわゆる農振の除外から始まるわけなんで、その農振の除外に、これは民間ですと恐らく期限が10月とか12月とか。そしておりてくるのが、来年の10月、約1年ぐ

らいかかるわけなんですけども。この場合、役所がやる公共の事業ですので、その点に関してはやはり早く何らかの方法があると思うんですけども、その点一遍ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） ただいまの質問の件は、うちのほうの担当が事前に県のほうの担当と、この後の準備的な手続については事前折衝をしております。その中でありましたのは、農業委員会、それから農協、それから先ほど言いました農業振興地域整備促進協議会等の意見を聴取しまして、その後、うちのほうで農業地の利用計画変更案を県のほうへ出すわけですが、県のほうは、その協議は約10日間。その後、どういう結論が出ますかわかりませんが、その後、告示縦覧期間が30日ということになります。そうしますと、来月早々に農業委員会等にかけていきますと、年明け早々にはそういった手続が済むスケジュール案で、今のところはうちのほうは思っております。以上であります。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） ちょっと聞き漏らしましたけども、県のほうの手続は来年の1月早々ということ。これ農業委員会及び農業振興地域整備促進協議会、この意見はその後ですか。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） 意見聴取は、農業委員会につきましても農振につきましても来月早々にはうちで意見をとりたいと思えます。それを踏まえて県のほうへ出しますと、県のほうは10日間ぐらいで協議に応じてくれるということです。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） これは町のほうにも耳に入っておるかと思うんですけども、いろいろここを開発するに当たって、いろんな動きもありながら、いろんな御相談も町のほうにもあったかと思うんですが、私は土地の形状からして大変買い得で、ぜひお買いになればいいなと思うんですが、いわゆるこういった運動の中で、今の農業委員会、それから農業振興地域整備促進協議会、こういった中で、万が一反対の意見が強いというような状況が起きた場合、これお聞きしておる中ではあり得る話もあろうかと思うんですが、そういった場合にはどうなります。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） 先ほども言いましたが、農業委員会とか農振の意見聴取はこれからでありますので、どういった意見が出ますかわかりませんが、そういった意見、どちらの意見が大勢を占めるかわかりませんが、その意見を踏まえて、県のほうへは協議していくということありますので、仮の話はちょっとここではお答えできかねます。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 我が町には土地開発公社というのがありますが、私もその委員になっておりまして、議員になって何年目ぐらいですかね。今回2回目の開発公社の理事ということで会議に出させていただいておるんですけども。昔でしたら、こういう話があったときには、先行

取得という話で、土地開発公社のほうで話を進めて、その後、町のほうで、その土地利用、そういったものを考えておったんですね。

時代が時代で、今は土地というのは往々にしていっぱい出てくるというか、その買うチャンスというのはいつもあるもので、多分、土地開発公社でわざわざ買い上げてまで土地を探すということはもうなくなったと思うんですよ。

せっかくなんで、この席でお願いをしておきたいんですけども、こういう話が出てきたときに、土地開発公社があるにもかかわらず、全然話が出てこない。だから全く無用なものでないかなという思いを、私は理事として思っております。

一遍、そここのところの考えを、副町長、理事長でありますんで、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○議長（井野勝巳君） 山本副町長。

○副町長（山本繁美君） 私、開発公社の理事長であります。前回の理事会でも開発公社のあり方については意見をいただいております。うちの内部で協議はしております。それで当面、うちの将来的にも大きな用地の必要というか、そういった案件もありませんので、今、内部的には解散する方向で事務手続が、どんな事務手続が必要かとか、開発公社のあり方にも含めまして今検討中でありまして、その結論はまた近々示したいと思っております。

○議長（井野勝巳君） はい、そのほか。日比君。

○9番（日比玲子君） 精読のときでも、今この件について、買ってこれということでは地権者が言ったから買うということでありましたけど、本当にこれは農振の地域であって、大変だと思うんですよ。これ地図ももらったら、この黄色いところが農振になっとなつて、その農振の地域を本当に買う必要があるのかどうかということもありますけども。

体育館の駐車場からはみ出す車は何台といっても、もう年間数えるぐらいしか私はないと思っておりますけども、例えば剣道会で、これは聞いた話ですけども、借りるときには花きセンターがあるとか、南保育園の駐車場とか、そういうところを借りる側のほうがこういうふうになっているんですけども、まだそれでも足りないということであるんでしょうか。年何回やって、どのくらい出ていくのかということと。

それから北方町というところは5.17の狭い地域ですけども、その中でわずか農振という地域が70ヘクタールしかない。それをわずかですけどもつぶして、今これからの農業というのは地球温暖化もありますけども、2050年になるともう90何億の人口になって、とてもじゃない、食料賄えないというときに、こんなわずかな土地であっても、私はやっぱり農振という、ほんとに少ないですけども残して、将来のことを考えたら、ほんとに大丈夫かなという思いがします。

それで、町長はこの北方町の農業政策についてどう考えていらっしゃるのかお願いしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 基本的には、農業というのは食と緑ということで自然を守ることと両方で

非常に大切な問題だというふうに思っております。したがってそれに基づいて、いろんな法律があって、北方の場合は特に農振地域の指定が行われておるわけでございます。

しかし、現実問題としては、やはり時代の変遷とともにいろんな環境が変わってくることも事実ではないかと思うわけでございます。例えば、今農業を営んでおる人たちが未来永劫に農業をやる意気込みでいらっしゃるかどうか。そういう問題もやっぱり長期的には展望をしていかなければならぬというふうに思っております。

ですから、こういう情勢は日々刻々と変化をするものでありまして、今、法律があるから、それが永久に存在をするということも考えられませんし、それから農業を営む地域がどの地域が適しておって必要で、どの地域はそういうところでもなくともいいんではないかという議論も、今後は出てくる可能性が私はあると思うわけですね。

最近の動きを見ておりますと今、きのうも御質問が、一般質問がございましたように、高屋西部地域の区画整理の問題が出てまいります。あれ数年前は全くそういう話は起こってきませんでしたね。あそこは農業地域でございますから農振とは趣が違いますけれども、農業を営む地域の1つであったことには違いはないわけですね。しかし、今ほとんど地元の耕作者、地権者の皆さんはあそこを区画整理してほしいという100%に近い同意書が提出をされて、地元から区画整理運動というのは起きてきておるというような経過もあるわけです。

ことほどさように、やっぱりその時代とともにいろんな要求だとか条件というのは変遷をするものでございますから、今日ただいまの時点では農振地域という地域になっておりますし、これはやっぱり農業をしっかりと守っていかなければならないということになるわけでございますけれども、果たしてそれが未来永劫にそれが堅持されるかということになると、私はやっぱり疑問だというふうに思っております。

とりわけ北方町のように、今おっしゃいましたように行政区域が狭く、体育館なんぞも一番困っておるのは駐車場の問題で、一番悩んでおるわけございまして、大きな催しがありますと必ずあの周辺の住民の皆さん方から苦情をいただいて、その対応に追われるというような状況のところでは、今回の問題は私どもも駐車場用地としてほしかった問題ですし、別に私どもが働きかけたわけではございませんけれども、たまたま売りたい人が出てきて、それを獲得することのほうが利便性を考えたらよいのではないかというふうに判断をして、あそこの取得をさせていただくということに決定をしたわけでございますので。

大きな農業問題としては前段お話をしたとおりでございますし、駐車場としての必要性は後段お話をしたことでございますので、よろしく願いをいたしたいというふうに思っております。

○9番（日比玲子君） 何回やるかということ聞いた。

○議長（井野勝巳君） 利用する回数ほどのくらいかということ。山本副町長。

○副町長（山本繁美君） 今の現有の駐車場スペースであふれ出るようなイベントとしましては、毎年行う行事としましては剣道大会とか、空手大会とか、あとは中体連の大会等がありまして、臨時的なイベントを除けば、通常年10回ぐらいは駐車場をはみ出す行事があるというふうに認

識しております。

○議長（井野勝巳君） 質疑を終結いたします。

討論ございますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論省略の声がありますので、これより議案第30号を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第31号

○議長（井野勝巳君） 日程第3、議案第31号 平成22年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第31号を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第32号

○議長（井野勝巳君） 日程第4、議案第32号 平成22年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。日比君。

○9番（日比玲子君） 歳入の5ページですけれども、下水道の受益者負担金のことでお尋ねをしますが、わずか半年もたたないのに、これだけ1万平米を農地転用したということの報告を受けましたけれども、私が都市環境で調べたところは、100平米ぐらいしかなかったんですけど、なぜ今ごろこういう受益者負担金の430万が入ってきて、一般会計にまた戻すことになってますけど、おかしいのではないかと思うんですけど、ちょっと事実を明らかにしてください。

○議長（井野勝巳君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 議員さんがどのように調べられたかちょっとよくわかりませんが、22年の8月までの農地転用が1万138.88平米の農地転用があるんであります。当初予算で予定してた平米数が8,000平米ですので、今後まだ半年ございます。半年の間にありますので、

今年度は2万平米近く農地転用が出てくることさえ考えられるということで、今回お願いするものであります。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 私がそしたら勘違いしていたかもしれませんが、計画のときは農地転用の1万平米と言われたんですけど、この補正で上がってきてるのはどこの地域ですか。

○議長（井野勝巳君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） どこと言われましても、もう20カ所ばかりのあれなもので、1カ所や2カ所じゃない。ほんとに小さなものが積み上がったものでございます。例えば1,000平米以上とか、そういうものはございません。一般の宅地の300平米とか、500平米が積み上がった面積でございます。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） そうすると、今の加茂の区画整理の中なのか、ちょっと地域だけ言ってください。

○議長（井野勝巳君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） この8月までの中で、加茂の区画整理は1筆だけです。それ以外の地域でございます。

○9番（日比玲子君） はい、いいです。

○議長（井野勝巳君） 質疑を終結いたします。

討論ございますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論省略の声がありますので、これから議案第32号を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第5 認定第1号から日程第9 認定第5号

○議長（井野勝巳君） 日程第5、認定第1号 平成21年度一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9、認定第5号 平成21年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

代表監査委員から決算審査の意見を求めます。森監査委員。

○監査委員（森 敏幸） 代表監査委員の森でございます。

ただいま議長さんから上水を除いて下水まで一括審査ということで、大変ありがとうございます。私どもかねてから各会計ごとに今までは監査報告をさせていただいたわけですが、意見書を述べさせていただいたわけですが、今回は取りまとめてということでお断りをして、こんなふう

に議会の御了解でありがとうございます。

したがいまして、この意見書は全部まとめて、上水はちょっと法律、公営企業法によりますから別でまた報告させていただきますが、こんなことになっております。これはもともと法律がこの第233条第2項、これは一般も特別も一緒に書かれておりますし、一本化したほうがいいのかということ。私ども意見を付すときでもやっぱり一本化してマクロ的なやっぱり決算規模とか決算収支を言いたいなど、こう思っておりましたんで、それもありましてこんなふういたしました。

それでは御報告を申し上げます。

平成21年度北方町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書でございますが、審査対象は先ほど言いましたように21年度の一般会計歳入歳出決算書、そして21年度特別会計としまして、21年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、21年度老人保健医療特別会計歳入歳出決算書、そして平成21年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、そして平成21年度下水道事業特別会計歳入歳出決算書と、そしてまとめて21年度の各基金運用状況。これについて審査の対象とさせていただきました。

審査期間は去る7月28日から8月6日までの間に、監査委員である福井裕子委員と私、森で審査をいたしました。

審査方法は、地方自治法第233条第2項に基づきまして、また第241条第5項の規定によりまして、町長さんから提出されました決算関係書類等の正確性を検証するために、会計帳簿、証書類との確認照合並びに関係職員の皆様からの説明に基づいて実施しました。また毎月、例月出納検査、そして定期監査も行っておりますから、それも参考にして審査したということでございます。

審査結果でございますが、平成21年度各会計、すなわち今まで申しました一般会計と4特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書と関係帳簿と照合した結果、いずれも関係法令に準拠しており、その係数は正確で適正なもの認められました。

また、各基金、各基金と言ってもこれは一般会計と国民健康保険特別会計に基金がございますが、この運用状況を示す書類の係数についても関係諸帳簿と符合しておりまして、適正であると認めました。

以上が御報告でございますが、若干ちょっと時間をいただいて、せっかくですから、ポイントだけちょっと説明をさせていただきます。意見を少し付しておりますから、そのポイントだけをここでお話しさせていただきます。

第5の決算の概要として、決算規模と決算収支、これを一遍どうしてもお話したかったんで、ここに掲げております。これはどういうことかといいますと、当初の予算現額は82億9,100万円でございますが、歳入決算額は特別会計を合わせて83億557万1,763円と。歳出決算額は78億8,338万689円。差し引き、実質、我々はこれを実質収支の金額と言ってますが、4億2,219万1,074円、こういう黒字であると。こういう話でございますが、これを純計決算と言いまして、

一般会計から特別会計に繰り出したと、また逆に繰り入れとか。特別会計からの繰り出し、繰り入れ。こういうのの金額をしてみますと5億4,110万4,522円。これだけあるということで、それを差し引きますと、先ほど歳入決算額83億557万1,000云々と言いましたが、実際はそこから5億4千何ぼを引きますから77億6,446万7,241円、こんなふうになっております。こういう純額でお話をしたかったということ。そして、さらに各会計ごとの実質収支を考えてみますと、そういう純計決算で見ますと、歳入歳出差引額、全体では4億2,219万1,074円でございますが、実際は後期高齢者医療特別会計は2,127万966円の赤字、そして下水道については、下水道事業特別会計では3億3,946万4,551円の赤字であると。それはやっぱり繰入金で賄っておるということで、こんなふうになっております。

そしてあと、各会計でポイントを言いますと、一般会計ではいつも気になってるのは経常収支比率、これが北方町は高うございます。普通は75%超は注意と、こう言われてるんですが、北方町は前年度は89.9%、ことしは1%ほど減りましたが88.9%。こういうことで若干気になっております。

そして、また毎度のことですが、これは、町税の収入は年々低下してると。ただ、収納課というのができまして、過年度分については、ことしはやはり5%ほど、5ポイントほど上がっております。収納率24.4%、前年比、前年は19.5%から5ポイントぐらい上昇してる。ただ現年は相変わらず低下してるということで若干気になっております。

そして国保、国民健康保険特別会計でございますが、ここはなかなか大変な会計でございます。収納率は年々減っております。一方じゃ受診件数、1人当たり受診料は年々増加しております。ここに特別に今回触れましたのは、一般会計から繰入金1億2,000万円、去年も1億2,000万円入れておりますが、これは法定内ではございます。事務経費として入れてもいいという規定にはなっておりますが、やはりどうしても一般会計に頼るところは特別会計の趣旨から言っても余りいいことではない。できるだけ減らしてほしいなど、こう私どもは思っております。

ぜひ本当にこの会計のあり方について、結局、受診料がふえて、そして保険料が収納されないことだと、いつまでも大変な事態でございます。国民健康保険協議会などありますから、もっと執行当局もいろんな問題点を提示して、できるだけ一般会計に負担をかけないような形で努力してほしいなど毎年申し上げております。

あと、老人保健医療特別会計、これは3年の特別経過規定でやっておりますから、もう来年の3月には終わりますから、特に特別なことが起きるかを見ておりましたけど、懸念したことは余り出ておらずに、そのまま推移しております。

そして後期高齢者医療特別会計でございますが、ここもただいまの老人保健医療特別会計に変わるものとして20年度から発生してるわけですが、運営は広域運営でやっておりますが実質町で収納等は分担しておりますから、やはり収納率、できるだけ、今、抑制してほしいと思っております。相当、収納率は47%ということで、繰り越した後47%、これは実際、金額にしては大したことありませんけど、やはりだんだん年がたつとふえてこないか心配をしております。

次に下水道事業特別会計ですが、これは上水とちょっと連動してるんで、若干使用料が減ってる。水洗化率は75%ですから、徐々に拡大の方向にはありまして、当初の財政計画に基づいては順調に来てるんだろうと思いますが、一般会計からの繰り入れは3億6,500万円と、こういうことでほとんどが枯れ木の返済ということで、一般会計が持つてると、こんな現状であります。これも収納率が減ってる。低下してるということと。

そして、あと若干下水道事業というのは、供用開始から10年余りたっておるんですが、特別会計と称して、公営企業法によるものではありませんから減価償却をしてないんですね。だから、これからの設備の取りかえ、維持管理、いろんなことが発生する、その辺のところをよく見込まれてないのではないかなと、若干懸念をしております。その辺のことを念頭に置いて運営していただけたら大変ありがたいなと、こんなふうに思っております。

以上でございますが、あと実質収支、これは先ほど申し上げましたように全部黒字でございます。財産に関する調書では、若干物品の移動があるのと、有価証券の移動があるという程度でございます。

基金の運用状況はほとんどが預金の運用利子ということでふえておりますが、一方じゃ、今年度は取り崩しが公共下水道基金、これが8,500万円ほど、これは当初予算で当然議決されておりますから、そのようにされておりますし、一方、国民健康保険基金、これも7,456万4,000円ほど取り崩されてるということで、少なくなってるのはこの2基金でございます。あとは先ほど言いましたように、利息として運用収益として増加しております。あと内容的にマイナスが立っておるのは、内容が変わった、債権を減らして預金にしたり、預金から債権にしたり、こういうところでございます。

最後に結びとしまして、この町では予算規模について、当初、住民の方にわかりやすい予算ということで、町民に説明をされております。まちづくり6項目、これで予算として74億4,107万9,000円、これは周知されておりました、それに定額給付金事業だとか、今年度はふえておりました、最終的には前年並みの予算執行が認められ、そして順調に執行されたんじゃないかと思っておりますが、個別事項として若干気になってますのは、先ほども言いましたように純計決算で見ると後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、これが赤字であると。理由はあるにしても、やはり一般会計の財政負担になってるということでございます。

そしてもう1点は、本年度、総合体育館大規模改修工事が行われておりますが、予算はきちっと計上されているものの、これは一般入札でやられて、相当低い価格で落ちておりますが、追加工事がありまして、予算内ということで使用されておりますが、どうも中身を見てみると、その設計変更等が必ずしも公平な入札制度の維持につながったかどうか、私としては疑問を持っております。追加工事については執行当局にもよく見ていただいて、正しい入札の方法で工事をやっていただければ大変ありがたい、こんなふうに思ってます。

そのほかは先ほども言うておりますように、歳入があつて初めて歳出があると、こういう原点に立って、収益率の向上、いろんな収納がありますが、収納率の向上、この辺は引き続きお願い

したいし、歳出に当たってもよく常に現状を踏まえて、効果的な支出を望んでおります。

今後ともさらに適正な予算のもとで経済性、有効性に十分配慮されまして、健全なる執行をお願いして御報告にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わっておりますので、認定第1号 平成21年度一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。日比君。

○9番（日比玲子君） まず町税の収入済であるとか不納欠損、収入未済額のところでお尋ねしたいと思いますが。

○議長（井野勝巳君） ページ等を言っただけで。

○9番（日比玲子君） 17ページです。

○議長（井野勝巳君） はい、17ページ。

○9番（日比玲子君） 収納課ができて初めての決算なんですけども、昨年と比べて若干個人町民税が500万円、それから収入未済も1,400万円ぐらい減ってはいるんですけども、実際、どのくらいの収納課として滞納繰越分を集めてこられた、徴収されてきたのか。

○議長（井野勝巳君） 西口収納課長。

○収納課長（西口清敏君） 収納課としての範囲としましては滞納繰越分、この部分については収納課のほうで一括対応していると考えております。現年度につきましては原課の税務課のほうで徴収のほうは行ってらっしゃるといって、一応21年度については分野を分けまして、ですから収納課は滞納繰越分全額という認識はしております。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 金額はどのくらい集めてこられたのかというのをお尋ねをしましたが、実際に、ほんとにどうか分かりませんが、見ていますと、その滞納繰越分を収納課でやるということでこの課ができたわけですけども、実際やっていらっしゃるの滞納繰越しであるということ、文書を発行するとか、実際にそのところに出向いていってらっしゃらないのではないかと、思うんですね。やっぱり何回も、何回も出向いていけば、だれでも人情がわいて1,000円払うとか、5,000円払うとかいうことになると思うんですけども、どうしても払えない人だっているであろうし、また会えない人もいると思うんですけども、その具体的なちょっと内容を知らせてください。

○議長（井野勝巳君） 西口収納課長。

○収納課長（西口清敏君） 金額につきましては監査のほうの報告でもありますし、決算書のほうにも載っておりますけど、監査報告のほうでありましたら8ページがわかりやすいかと思いますが、8ページの下、これにつきまして町税の徴収分、下の欄で、滞納繰越分という5,440万円、ここに計上してある金額がそれに相当するかと思います。

それと今御指摘されました、要は訪問、集金をしてはどうかというお話をされておりますが、私のほうの課としましてはあくまでも文書を出させてもらいまして、それで町のほうへ来て

らって納税相談、これを一括でだれも払ってくださいというお話は決してしておりません。やはり滞納額について分納をされる、納めてもらうという形で指導しております。それであくまでも集金というような形、集金という徴収の仕方は全く行わないという方針を立てております。あくまでも役所のほうへ来てもらって納税相談というものをしてもらいながら納めてもらっていくという基本方針で行っておりますので、それでどうしてもやはりそういう形で相談にも見えない、こういう方につきましては、仕方がなしに滞納処分という形で預金調査等をさせてもらいまして、最終的に差し押さえというような形の手法をとっております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 文書を出すこと、あるいはまた本人が来て納税相談を受けることだけで本当にこの徴収率が上がるかという、またことしも下がるとし、不納欠損も非常に多いんですよ。そういう形に、まあ今大変貧困が進んでいるわけですけども、本当にそういう形でいいのかということは問われると思いますので、ぜひこれは今後検討していただきたいと思います。

次の問題ですが、今度は45ページの徴税費の償還金の23という項目であります、これは精読のときに聞きますと、高屋のパナソニックが仕事をやめて、そしてその所有権が移動したということで、その移動したことに對してもパナソニックにかけていたということでありましたけども、そのパナソニックの所有権移転については職員が法務局に出向いて、その書類をいただいでくる、それが法務局で出されていたのかどうか。それか職員がもってきて、なくしてしまったのかというようなことを言われて、それは調べておくということでしたがどうなりましたか。

○議長（井野勝巳君） 山中税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 今のお尋ねの件でございますけども、今までもお話をさせていただいたと思いますけれども、昨年5月の臨時会の際に、補正予算において償還金、まあ還付金ですね、補正をさせていただいたときに御説明はされたと思いますが、要するに法務局と我々町との間の土地移動、権利移動等の連絡についてはペーパーで行っておると。要するに法務局が移動の内容を紙に記載しまして、それを町が受け取るという方式でございます。

その中で、ある日の分の松下というよりも正式には築地ホールディング特定目的会社というのが従前の所有者、その後梅田運輸というところが購入されたというのが19年1月13日の権利移動だということが事後の全部証明、建物の全部証明の中で確認はしておりますが、その1月13日の建物の権利移動が、法務局としては登記してると考えられると、本町としてはいろいろ探したんですが、その部分がどうしても見つからないと、結果としてですね。

それがわかったのが21年の固定資産納付書を発送した時点で、築地ホールディング株式会社から、この物件については既に売買しております、登記も済んでおりますということで、課税誤りだということがわかったと。

その後、なぜ移動通知がなかったのかということはいろいろ調査されたと思うんですが、結果としまして、どちらが、要するに法務局が出さなかったのか、出さなかったというより出し忘れたのか、町がそれを受け取った後に紛失したのかということについては、明確などちらも確

定的なものは見つかっていないということで、はっきり言って原因が不明だと。どうしてそういうことが起こったかというのは不明だというのが一応の結論でございます。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 今答弁いただきましたけど、そういう結論では納得いかないと思うんですよね。そして追徴金として30万5,000円ぐらい、余分と言ったらいかんけど、払ってるわけですね。その分はじゃあ職員が負うのか、それか法務局が負うのかということになると、結局、町民全体でこの30万5,000円のお金を払わないといけないという形に例えばなるわけですよね。

法務局が出したかどうかというのははっきりわかるんじゃないですか、調べれば。そういうことをしないであいまいにできてるとするのは、今までもいろんな事件の中でも北方町あるわけですよね。そういうことをあいまいにしていったら、もう職員の中でもいろんな問題が起きてくるということになるんじゃないかなと思いますので、私はこうしたことは徹底してわかるんじゃないかなと思うんですけども。再度調べていただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 山中税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 一応できるだけ調査という、そういう経過について再度調べることはしますが、ただ、どういいますか、書類そのものが、その時点でも一生懸命探されたか、もしくは法務局に尋ねられたということの経過は多分あるかと思えますけれども、その結果としてどちらにその責があるか、責任があるかといえますか、それはちょっと今の段階ではお答えできないということでございます。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） お答えできないと言われたんですけど、これは決算ですので、やっぱりきちっとした報告をしていただきたいと思いますよね。やっぱりそんだけの余分なお金を町のお金から出してるわけですから、やっぱり職員なのか、法務局なのかということは明らかにして、どう対応していくかということではないかと思えますので、ぜひ今後調べたら報告をしてくださるようお願いをして、終わります。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 今、監査委員さんのほうの報告の中で、大変重大な発言があったと私は受けとめておるんですけども。総合体育館の改修工事に関しては政府の臨時経済対策かなんかで全額補助が出てきた中で、我々議会としても改修に関していろんな説明を受けながら了承したわけなんです。その中で、第1回目の当初の予定の入札予定ですね。それに関して大変思ったより安く入札されたと。そこに政府から来るお金が余ったわけですよね。全部来るんで使ってしまうという中で、たしか追加工事をやられたと思うんです。

ただ、これが今監査委員さんのお話によりますと、その入札に対して非常に疑問符がつくというお話でしたんで、ちょっとそこら辺記憶をたどってもちょっと思い出すことが私できませんので、説明をしていただきたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 戸部君、だれに求める。

- 7番（戸部哲哉君） 監査委員じゃなしに、その入札の経過。
- 議長（井野勝巳君） 入札の経過。
- 7番（戸部哲哉君） 監査委員さんが疑問符を持つような入札があったかどうかということの説明をしていただきたい。
- 議長（井野勝巳君） いいですか。
- 7番（戸部哲哉君） じゃあ、経過だけでいいですよ。そのときの状況を。状況というか、どういふことで入札されたかということがわかる。
- 議長（井野勝巳君） 計画変更についてじゃない。山本副町長。
- 副町長（山本繁美君） 先ほどの質問ですけど、入札は確かに入札して落札業者が決まりまして、その後、たしか議会の中からも、駐車場のラインが消えかかっているんで、ラインをぜひ追加したらどうかという質問を受けたと思います。それで年度末ぎりぎりになったと思いますが、駐車場のラインを追加で出したのが一番大きな工事だと思います。あと大規模改修ですので、もろもろの悪い箇所が出てきましたので、そういったもろもろの修繕箇所も追加したと思いますが、一番大きな工事内容として出したのは、ライン引きだったと思います。
- 議長（井野勝巳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時43分

- 議長（井野勝巳君） 再開をいたします。宮川教育長。
- 教育長（宮川浩兵君） それでは、今の戸部議員の御質問に対して、私のほうから答弁させていただきます。
- 最初は入札によって落札いたしました額で工事を進めました。その工事を進める過程で、大きく3点の問題がクローズアップされました。1点目はやぐらを組んで高圧洗浄をしましたときに、当然、壁のほこりがとれます。そうしますと、その壁にクラック、亀裂が思ったよりもたくさんあると、しかもその亀裂の幅が当初の見込みよりも広くて、当初の工法では間に合わない。こういうような指摘を受けまして、設計変更というんでしょうか、施工の変更を求められたと。これが1点ございます。
- それから2点目は、そのやぐらを組んで屋上へ上がったところ、じかにといを見ましたところ、そのといが思ったよりもさびが来ている箇所が多いと。こういうことでといの変更を余儀なくされました。これが2点目です。
- そして3点目、これが先ほど副町長が申しました、大規模改修に伴う施工の変更ということになります。
- このほかに議員のほうから御指摘がございました、せっかくやるんであればラインはどうなの、あるいは駐車場のフェンスはどうなってるの、こういう御指摘もございまして、あわせてそれもその中に組み込んだと、こういうことでございます。

この変更につきましては、確かに先ほど監査委員のほうから御指摘を受けたような問題点があるのかというふうに思っておりますけれども、これにつきましては設計の段階、それから設計監理をどうしていくのかという問題であろうというふうに私どもは思っております。

当然、こうした大規模改修に伴って、教育委員会のスタッフは素人でございますから、そのほとんどを設計士にお願いを申し上げて、万全を期して入札を行うというのが当然のことだろうというふうに思っておりますけれども、そうした点で御心配をかけたという点についてはおわびを申し上げなければならないなというふうに思っておりますけれども。

いずれにしましても、実際に施工、工事に取りかかったところ、そういうような問題点が新たにクローズアップされたということで補正をお願いしたという経緯であるということをお理解していただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） お聞きをして、よみがえってきたわけなんですけども。たしか、そんなことであったと私も思っておりますけども。

いずれにしても、全額交付されるという中で、当初の見込みから途中でいろんな仕事が出てきた。なおかつまだお金が余るんで、もう少し何かをやるという中で、その話、改修工事が進んでいったですね、たしか。その中でやっぱり、こういう概要を監査委員に指摘されるようなやっぱりことがあっては、僕はやっぱりそれはならんと思うんです。ですから、今後そういったことも踏まえながら、きちっと執行していただきたいと思いますなと、そこら辺でとどめておきます。

あとは、今の説明で監査委員さんは御納得をされたかどうかだけ、ちょっとお伺いしておきたいなと思います。

○議長（井野勝巳君） 森監査委員。

○監査委員（森 敏幸） なかなか難しい問題だとは思ってます。ただかねてから、当町の追加工事については設計が若干甘いのではないかと。したがって、その設計の甘さによって入札価格が決まってくる、それで執行されるという話だと、やっぱり設計の甘さをぜひ是正してほしいなと、こんなふうにかねてから思っております。

そして、さらに追加工事については、事務当局には今後追加のものについては、私どもは厳正に監査をしますと、こんなことを申し上げておりますんで、執行当局に今後ともよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） いわゆる壁が割れたとか、そういうのは設計変更でわかるんですけども、ライン引きは設計変更やなかったという記憶がありますけど、そうじゃなかったでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） ライン引きにつきましては、当初、私どもの計画の中に、要する設計の中には入れておりませんでした。これは事実ですけども、ただ、審議の過程の中で、先ほども申しましたように、せつかくこれだけの大規模を行うのであれば、当然、確かに駐車場もラインが

消えかけて傷んでおりました、これについてもやっではどうかというような、そういう申し入れがありまして、私どももせっかくであればということで入れた経緯がございます。そういう流れでございます、流れは。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） それは変更契約でしたっけ。

○議長（井野勝巳君） 宮川教育長。

○教育長（宮川浩兵君） これは変更ではなくて追加工事をお願いした、こういうことです。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 追加は全く新しい工事ですので、それは了解します。

○議長（井野勝巳君） そのほか。

〔「質疑終結、討論」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論ございますか。日比君。

○9番（日比玲子君） 認定1号の平成21年度の一般会計歳入歳出決算に反対を、予算でもいたしましたので反対したいと思います。

これはアメリカの、1年前にもなるんですけども、アメリカのサブプライムローンによって世界じゅうが大変な景気の悪化に見舞われました。それを受けて、日本では1989年に労働者派遣法を改悪されていたわけですが、この景気悪化によって派遣労働者が首を切られてるという状態が起きました。大企業はこの法律によって必要なときは人を雇う、不要となれば切り捨てる。まさに人間を人間として扱わないような基本的人権さえ守られないような状態が現に起きているわけでありまして。日本経済の中心は大企業やアメリカの言うとおりの、外需頼みの政策です。今のこの貧困の格差を縮めるためには、私はやっぱり内需を拡大して、円高も今続いていますけども、この不景気を払拭することではないかと思っています。

国は地方分権と言いながら財源は余り渡さず、少子高齢化と言いながら社会保障費は、この国の予算では、麻生さんがつくったそうではありますが、2兆円も減らし続けていきました。その分は地方が負担し、結局は受益を受ける人々がこれを負担することになります。そして国の民生費や国庫補助金は84万円減らされ、また県民生費の負担金も345万8,000円減らされているわけでありまして。国保の軽減世帯の負担金も305万8,000円、また障害者自立支援法も同じにどんどん減らされているわけでありまして。

町の町税は当初予算より21億8,044万8,000円マイナス、昨年度よりも1,800万円減額補正されて、その調定後には24億2,086万1,600円、不納欠損で1,690万5,321円、収入未済は何と2億910万1,328円にもなります。先ほどの答弁のなかでも収納課ができたことによってお金が集められているわけでありまして、そういうことを含めてもまだこういう不納欠損を落とさなければならぬ収入未済も多いということに、これほど貧困がどんどん続いているということではないかと思っています。

そして私が要求をしていました妊婦検診の14回の無料券発行や臨時職員の時間給の引き上げ、

あるいは小中学校の教室の扇風機の3年目で一応完了したということになりますので、これは評価をいたしたいと思います。

この決算の中でも町職員の給与・期末手当などを引き下げて新たに7級をつくりました。町のラスパイレスは89.3ということで、この地域は90を超しているわけですが、非常に低いわけであります。公務員給与を下げても、またそれを見習って民間も引き下げる。悪循環に陥ってしまいます。

私は職員というのは憲法第15条の全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつまた職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念することが義務づけられているわけであります。この立場に立ってやっていただきたいと思います。ややもすると、そういうことを忘れてしまう人もいて、本当に官が強いなということを感じるわけですので、ぜひそういうことのないようにお願いをいたしたいと思います。

そして一般会計からの国保への繰り入れや幼児医療費の無料化も県下最低であるわけですが、この無料化もやってほしいということで、次の分ですが、なかなか実現をしないということで反対をいたしたいと思います。以上です。

○議長（井野勝巳君） 賛成討論は。

〔「採決」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論を終結いたします。

これから認定第1号を採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立7名〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成21年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。日比君。

○9番（日比玲子君） まず、監査委員にお尋ねをしたいと思います。

先ほど監査報告をされた中で、国保に関する分の10ページですが、下から7行から13行目の間ですが、この一般会計から繰り入れが1億2,000万円ぐらいあるということでありますが、これは当然私は義務的な経費だと思いますので、出すべきだと思っています。基金からの繰り出しはまあそうですけども、この法定のお金を出すことによって、一般会計の財政を圧迫させる要因ともなっておるということですので、この文章にちょっと違和感を覚えますけども、どうでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 森監査委員。

○監査委員（森 敏幸） 御答弁申し上げます。

事務当局からもしかれておまして、書きすぎじゃないかという。私の本意は、特別会計というのはなぜ特別会計かという、特別の目的に沿って負担金を得て、特別にその範囲でやって

もらうのが基本でございますが、ただ事務的経費というのは確かにかかるのは国も認めておるわけでございますが、当時の、どんどん変わっていったらしいんです。当時の負担金というのは1保険者について650円ぐらいだったんです。だからそれからすると2,000万円ぐらいかなと思ってるんですが、えっ1億円も、こんなに事務経費がかかるのと、こういう私の感覚でございまして、できるだけやっぱり特別会計は特別会計で基本的に運営してほしいなど、こういう意味で書いてるわけで、決して違法だと言ってるわけでもなし、そしてただ願望で申し上げているわけでございます。ちょっと書きすぎかなというところも言われておりますが、理念だけははっきりしておきたいなど、こういう形で書かせていただきました。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 言わんとされることはわかりますけども、これは個々の事務費であるとか、あるいは助産費とかいうのはもう一般財源化してきていて、それを国保の義務的な経費でやっているわけですので、このちょっと文章表現が私は気になります。まあそういうふうで意見は違いますので。

次は2号のほうの国保会計の決算について質問したいと思います。

まず、国民健康保険税に入っている方の年間の、まあ平均の所得ですね。大体100万円なのか、200万円なのか。それからこの決算をする時点で、2割、5割、7割の軽減世帯がどのくらいあるのか。それから無保険の方もいらっしゃるようにも聞いていますので、それがどのくらいあるのか。まずその辺からお尋ねをしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） まず所得でございますが、所得につきましてはリアルタイムで実は移動関係かかってまして、確定的な金額はなかなか言いにくいわけですが、恐らく130万円ぐらいが基本総所得金額ということになっております。この130万円と申しますのは、1人当たり33万円の控除がありますので、一般で言う所得であれば、それに33万円足しました160万円ぐらいの所得の世帯が平均的なところであるというふうに思います。

ただ現実にはばらつきがかなりありまして、加重平均をかけますと、恐らくもう少し下の、加重平均といいますのは、下のほうが引っ張っておりますので、所得の低い方が多いですから、偏りはかなり下の方に寄った部分であるというふうに認識しております。

それから軽減につきましては、2割軽減が257件、5割軽減が116件、7割軽減が577件ということですが、これも毎月の移動がありますので、若干異なるかと思いますが、大体そのぐらいというふうに御理解いただければいいと思います。

あと無保険者という御質問がありました。基本的に国民皆保険制度でありますから、無保険者という方は本来は存在してないと思っています。ただ、社会保険をやめられまして、国民健康保険の届け出をされないといった方は当然保険証をお持ちではありませんので、そういった方はお見えになるかもしれませんが、それについては私どもは把握はできないという状況でございます。以上でした。以上です。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） ありがとうございます。

そしてもう一つですが、条例の中で、納税相談に来なかったりなんかするというので、悪質な滞納者ということが表示されてますが、町としては悪質な滞納者というのをどのように決められているというか、この人は悪質な人だとかいうふうにやっぺらっぺらなのか。そのことをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 悪質な滞納者というちょっと表現がちょっとあいまいなので不安ですが、例えば滞納が非常に多くて納税をなかなかしていただけないというような方については資格者証を出しておりますが、こういった方々は確かにかなりの数があるということですので、相談していただいて、状況を確認させていただいて、本当に払えないのかどうかといったのを確認した段階で資格者証ではなくて、正当な理由があれば短期者証に変えるといった対応をしておりますが、一切御連絡がとれなくなるというような場合は、それなりの差し押さえ等の手続が進むという状況でございます。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） そうしますと、悪質な滞納者というのは納税相談に、いろいろこちらのほうからやっても来なければ悪質滞納者。いろいろ努力はされていますよ。けども納税相談に来なければ、この人は悪質滞納者とみなされるというふうにとらえてもいいのかなということを思いました。それが違つとれば返事ください。

それからこの決算をつくる時点で、資格証明証と短期証明証の発行はどのくらいありましたか。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 悪質という表現はちょっとあれですけども、先ほど申し上げたとおりで、御理解していただいているので合っていると思います。

資格者証を現在出してる件数につきましては、6月の段階で32件ございました。それから短期者証はこれちょっとあいまいなところがありますけども233件あったと思います。決算の段階では何件あったかはちょっと把握しておりませんので、今申し上げましたように32件ということになります。

○議長（井野勝巳君） 立川君。

○6番（立川良一君） 国保の決算で毎年毎年、来年度に向けてしっかり取り組んで収納率を上げていくという形、非常に87%台になってから、もう二、三年たつわけですが、町としては収納課を設けて、国保だけに限りませんけれども、とにかく税の公平というか、それを解消するために取り組んでおられますし、国保も9回に分割をして、今回10回ということにするんですが、一向に歯どめがかからないという、将来的に多分広域でとかいろんな問題が出てくるんでしょうけども、毎年毎年で、来年になったらすごく明るい決算とあって、そんな感じがしないですね。不納欠損額というのも年々ふえておりますし。どんなふうにとらえておいでになりますか、ちょっと

とお尋ねしたいと思いますが。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 収納率につきましては非常に難しい問題だと思っております。

一番大きな要因は、私の私見に近いものがありますが、本来、税金もそうですけど、収納が上がれば税金が上がるという形なんですけど、国保の今年度の事例を見てますと、実際、所得は下がりましたが、保険料は上げざるを得ないと、当然、医療費にリンクしてますから。そういった状況ですから、非常に厳しくなるというのが実態ですので、その中で収納率を上げていくのは非常に厳しいというのが1点ですね。

それからもう1点は、切りがないと言ったら変ですけど、いわゆる1割課税するんだと。例えば、税金なら1割課税というふうに決まっていますから、そういった条件というのはありますから、だれの目に見てもそこまでは払わざるを得ないという認識が持てると思うんですが、国保についてはそれはありません。医療費が上がれば、それなりの負担を求められるということですから、そういった部分の先が見えない部分が非常に厳しいかなというふうに思っています。

ただ、そう言いましても、現実にはこのお金の中で皆さんの健康や生命を守るための保険制度を維持しないといかんわけですから、私どもは払えない方にはそれなりに対応させていただきますけど、払わない人については厳しく対応していくというのをますます求められておるといふふうに思っております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 立川君。

○6番（立川良一君） 時代というか、北方も高齢化がますます進みますし、国の経済にも明るいところが全く感じられませんし。そんな中で医療費の高騰というのは、これから減るといふのはあんまり考えられないという中で、困ったなど、また来年も大変厳しい決算を迎えるんじゃないかなと。これから予算が始まりますけども、ぜひしっかり受けとめてやっていただきたいとお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） ちょっとお聞きしたいんですが、後期高齢者の収納率は普通徴収分で98.1%、それから国保になると87.1%になるというのは、担当としてはどんなお考えでしょう。何が原因でこんな話になると。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 実は、所得関係を私調べたことがあるんですね。後期高齢者につきましてはの北方町の方の課税所得額は、実は県下1です。

○3番（廣瀬和良君） 高いの。

○住民保険課長（豊田 晃君） 高いんです。当然保険料も高いんですが。お年寄りの方はまずお金があると思われるといたら変ですけど、割と豊かということがありますし。もう一つは、やはりお年の方は律儀といわれるか、まじめといわれますか、社会制度を理解しておいでになるといいますか、そういった方が非常に多くお見えになる中で、後期高齢は優秀というふうに

思っております。以上です。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 税金の額が低いというのはどんなふうにするんですか。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 税金というのは、地方税とか国税の話ですか。

○3番（廣瀬和良君） いやいやそうやなしに、いわゆる後期高齢者として払うお金と、それからいわゆる国民健康保険として払うお金。

○住民保険課長（豊田 晃君） それで、国保が低いのはどうかということですか。

○3番（廣瀬和良君） ああ。それは関係ございません。

○住民保険課長（豊田 晃君） それは当然、後期高齢者につきましては、国の補てん分が2分の1、それから何やかやで4割、自己負担1割ということになってますんで、ある意味では手厚い部分があるかなというふうに思ってます。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） やっぱり、国保の掛金がちょっと高過ぎるというふうに私は思います。それがいわゆる収納率の低下ということになってるんじゃないかなというふうに思ってます。これ私見です。それについては議会の中で自由討議を行いましたけども、お話を申し上げましたように一定の方向は出ませんでした。行政としても、これからそこら辺を考えていただかないと、ますます不平等感というのがふえるような感じがいたしますので、今後の問題としてよろしくお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 悩みは皆さん共有をしていただいております。しかし、今監査委員からも御指摘がありましたように、私もかねてから皆さんにお話をしておるのは、特別会計というのは独立した1つの会計でありますから、むやみやたらに一般会計から繰り入れたら、それで解決をするという問題ではないというふうに思っております。

ですから、保険税が高いのは2つの要件がありまして、まず、お医者さんにかかる回数が多いのではないかとというのが1つ。それから昔と違って、この国保体系、国保の納める税金の体系が老人の高齢者への拠出金が出ておりますので、北方町のように平均年齢が若いところへどうしても負担が多く負荷をされるというシステムになっておりますので、北方町の国保の会計というのは非常に厳しい運営を迫られるということになるというふうに思っております。

しかし、まあできるだけ医者にかからんというのが私は大事なことでありまして、入ってこん金が出てきたら、やっぱり各家庭でも少し出ていくほうを制するという知恵ぐらいはあるわけですからね、そういう努力をすべきである。

それで先ほど日比議員の一般会計の反対討論を聞いておりますと、学校に扇風機をつけたのはいいけれども、片っ方で子供たちの医療費無料化をせんのでは私は反対だという、反対理由の1つに挙げていただきましたけれども、そういうことをやりますと、例えば国保では恐らく何

百万円か、800万円ぐらいだったかな、歳出がふえるわけですね、医療費無料化にすることによって。だから、リスクがどう伴ってくるかということ判断をして、こういう議論というのはやっただきませんか、そちらのほうは無視して、給付だけをいろんな形で求めるというやり方というのは、もう時代的に合わなくなってきておる。つまり、意識改革を私どもはもっとしなければいかんのではないかというふうに思っておるわけです。

できるだけ国保の保険料が安く納まるように努力は、これからもしなければならんと思っておりますけれども、いつかも申しあげましたように、この保険料、別に北方町がいただいて、自分の懐に入れておるわけではございませんから、いつか申しあげましたように幹事役をやらせていただいておるだけでございますから、多くの皆さんが消費をしていただきますと、その割り勘のお返しもふえていくというのは理の当然の話でございますから。やはりそこんところの共有認識をしっかりと加入者も非加入者も持っていただくことが、私は基本的に大事ではないかというふうに思っておるところでございます。

新聞によりますと、県単位で何とか運営をやっというふうな政府の案もあるようでございますから、そちらのほうに期待をしておるわけでございますが、共通認識としては今申しあげましたような意識改革をお互いにする必要があるのではないかと、こういうふうに思っておるところでございます。

そして収納率が下がるということは結局まじめに納めておる、今言いましたようにまじめに納めておる人たちに保険料が転化をされますので、これもひとつ認識をしていただいて、やっぱり納税は国民の義務であるという原則も大切にしていきたいなど、こういうふうに思っておるところでございます。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） よろしいか。

質疑を終結いたします。討論ございますか。日比君。

○9番（日比玲子君） 認定第2号 平成21年度国民健康保険特別会計決算に反対をいたしたいと思えます。

21年度の国保の平均世帯は去年より31世帯ふえて、2,847世帯、年間の平均保険者数は5,543人です。保険税は昨年と変わらないということになっています。医療費分で7万3,014円、支援分、これは後期高齢者に支援をする分ですが、1人当たり1万9,897円、後期高齢者の介護分で2万7,411円、1人当たりが何と12万322円になります。平均所得は、先ほどお話をされましたが130万円、収入としてはまあ1人33万円ぐらいということで、163万円ぐらいになると思えます。その中からこの国民健康保険の、単純に言いますと1人当たり引いてしまうと、なかなか生活が困難になるのではないかと考えています。

2割、5割、7割の軽減世帯は1,211人ということで、約42%ぐらいがこうした軽減世帯に入っているということになります。大変だと思います。徴収率は昨年度より0.3ポイント下がって87.1%であるわけです。これも毎年のように下がってきています。そして不納欠損で5,070万

2,694円、収入未済は何と3億5,514万3,000円にもなります。これだけを足してみても4億円余りにもなるということになります。いかに北方町の国保が高いかということも含めて、所得が少ないということもあるのではないのでしょうか。

特定の健診に当たっては1,071人が受診をし、わずか33.4%の方が受けていらっしゃるわけです。この制度ができてからメタボ男性はおなか周りが90とか、女性は95とかということで、この健診が行われているわけですが、こうした事業で本当に病気を防げるのかということも気になりますし。もう少し受診をふやしていただきたいと思います。予防的なことをやっぱり私は徹底して、こうした医療費を抑えることがとても大事ではないかと思っています。

そして、この国保税の値上げが毎年のようにこうした形で行われているわけですが、これは1984年に保険制度を改悪して、国庫負担を大幅に減らしてきてる現実もあるわけですが、今度意見書も出すことになっていますが、本当に今、かつてはこの定率の国庫負担というのを、医療費の45%やっていたのを今度は給付費の50%に改定をして、全体から見ますと、もう38.5%になるということになります。国が負担を減らした分は、被保険者に納税の増になって今日まで来ているわけであります。

高過ぎる国民健康保険税や非常な滞納制裁もやられている、ふえ続けるこうした社会保険から国保になかなか入らない無保険者、日本は皆保険制度をとっていますけども、本当にどうなのかということが疑問に思います。こうした貧困と格差が広がる中で保険税が上がれば払えない。また上がるという悪循環になっているわけです。

やっぱり私はこれは国の責任だと思うんですが、だれもが安心してかかる保険税にするためには、国庫負担をもとにきちっと戻すことと、先ほどからいろいろ話がなされていますが、一般会計から繰り出しをして、本当に北方町の貧困の人たちをどうしていくのかということが問われている決算ではないかと思います。以上です。

○議長（井野勝巳君） 討論を終結いたします。

これから認定第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立7名〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。したがって、認定第2号は原案のとおり承認されました。

認定第3号 平成21年度北方町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

〔「質疑、討論省略、採決」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから認定第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第3号は認定をされました。

認定第4号 平成21年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。日比君。

○9番（日比玲子君） 8ページですけれども、これは2年目という決算でありますので、まだ不納欠損はないわけですが、非常に収入の未済もあるわけですが、これは月15万円以上の方は年金から徴収をするわけですが、それ以下の方は普通徴収という形で切符が切られるわけですが、どういうふうに北方町はなっていますか。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 収入につきましては、年金受給年額180万円以上の方につきましては特別徴収ということですが、当然、それが嫌だという方については普通徴収もできるという形で改正をされてまして、今、8ページにありますのは、ごらんとおり普通徴収の方につきまして滞納があるというような状況であります。以上です。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 特別徴収は年金から差し引かれるので100%入ると思うんですが、普通徴収の場合は期限を忘れていたりとか、いろいろあるわけですが、大体何件ぐらいありますかね。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） ちょっと済みません、手元に資料がありませんので、ちょっとわかりかねます。申しわけありません。

○議長（井野勝巳君） 日比君。

○9番（日比玲子君） 15ページの、これ制度ができてから特定健診は国保でやる。それからお年寄り、後期高齢のほうはすこやか健診という形になっていまして、わずか175人が受けられて、39%ぐらいしか受けてないということですが、ほかの病院なんかにかかっている方は、この必要はないんじゃないかと思うんですが、この173人というのは健康な方で受けられたと思うんですが、一体どういうふうになってますか。

○議長（井野勝巳君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 175名が受けておりまして、受診率は12.6%ということですが、私が聞いておる限りでは、実は後期高齢の方の約70%から80%の方が病院に通って見えるということを知っておりますので、ここに受診していただいた方は、その残りの方々の部分だということです。したがって、もちろん病院に行ってみえて健診を受けられた方もあるようですが、かなりの方が、健康である方については受診されたうちに入るというふうに思っております。以上です。

〔「終結」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） よろしいか。

質疑を終結いたします。討論ございますか。日比君。

○9番（日比玲子君） 私は、認定第4号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に反対をいたしたいと思います。

この制度は2度目の決算を迎えるわけであります。かつて老人医療保険制度という形で各保険者が拠出金を出して賄ってきましたけども、一昨年の4月からは75歳以上の高齢者を今入っていた保険から切り離して、1人にして、この後期高齢者医療保険制度に取り込みました。

なぜこんなことをしたのかと言いますと、それはふえる一方の医療費を何としても国は抑えたい、削減したかったのであります。年金生活者わずか月1万5,000円以上から天引きをする。それ以下は普通徴収ということになっています。

それでこの保険制度というのは、国民健康保険と同じ扱いになるということで、まだ2年目ということで、ことしも含めて、資格証明証などは発行されていないわけでもありますが、未納があるということになってます。それで北方町の21年度決算は、収入未済は昨年より6万5,600円多くなり、196万2,600円にもなります。保険事業のすこやか健診がわずか175人、先ほど答弁いただきましたけども、元気な人はこのすこやか健診を受けている。あとの7割、8割は病院でいろいろ調べていらっしゃると思いますけども、本当にこの後期高齢者医療保険制度は、予算のときにも言いましたけども、本当に廃止を私はすべきだという立場で反対いたします。

○議長（井野勝巳君） 討論を終結いたします。

これから認定第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立7名〕

○議長（井野勝巳君） 起立多数であります。したがって、認定第4号は原案のとおり承認されました。

認定第5号 平成21年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから認定第5号を採決をいたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第5号は認定されました。

日程第10 認定第6号

○議長（井野勝巳君） 日程第10、認定第6号 平成21年度北方町上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

代表監査委員からの決算審査の意見を求めます。森監査委員。

○監査委員（森 敏幸） それでは、21年度北方町上水道事業会計決算審査について御報告を申し上げます。

審査の期間は、平成22年6月30日に監査委員、福井裕子氏と私、森敏幸で審査をいたしました。

審査の方法は、地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、町長さんから提出されました決算報告書、及び財務諸表等における係数が正確に上水道事業の経営成績、財政状態、これを表示しているか検証するために、会計帳簿、諸書類との確認照合並びに関係職員の皆様の説明に基づきまして、例月出納決算の結果も参考として審査手続を行いました。

さらにそのもとの、係数の分析、経済性とか、公共性の確保についての分析を行いました。

その審査の結果、審査に付された決算書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、上水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していると認めました。

先ほど一般会計、特別会計でも若干意見を申し上げましたので、上水も少し意見をつけ加えたいと思います。

結びのほうに書いてありますが、この21年度の決算については、大体毎年3,000万円ぐらいの利益が出てるんですが、今回は1,600万円少々という利益でございまして、その原因は何ぞやということで見てもみましたところ、水源地にある着水池の撤去費用、これが660万円余、これが発生しております。これは地震対策で、やはり危険が伴うということで、おやりになったことでもありますし、さらに自家発電装置の12年点検費用、これが520万円臨時的に費用が発生しております。このために1,600万円ほど減少しております。そういう特別な事項でありましたから、経営状況には特別な支障はありませんから、健全なる運営で経営成績、財政状態は良好なものとして認めております。

ただ、気になりましたのは、今回は使用量が今までずっとふえてましたが減りました。いろいろ分析をしましたところ、大口の水道使用者が減ってるということで、昨今の環境、経済に対する住民意識の高まりで節水傾向があるのかなと、若干今後どういふふうになってくるのか、ちょっと推移を見ていかなあかなという話と。

もう一つは、配水管、これが老朽化が進んでいないか、漏水があるんじゃないかと。これはなぜこう申し上げますかという、ここ北方町はほとんどの経営分析をしますと、全国平均に比べてよろしいわけですが、有収水量、これについてはなぜか低いんですね。これだけ人口密度が高く面積の狭いと言っては悪いけど、ところでどうして有収水量が率が低いのか、どうも気にかかっています、事務当局にはいろいろ御検討をお願いしてるところであります。

加えまして、どこでも申し上げますが、未収金の回収とか、事業費用の見直しをやっぱり続けていただく、こういうことでさらに経営の安定化を図っていただけたらと、こんなふうに思っております。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） ありがとうございます。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 昨年N T Tの関係で、事業繰り越しをしましたよね。事業繰り越し。事業

繰り越ししましたよね。それで事業繰り越しということは、当然契約は終わってますよね。終わってないとその年の事業になりませんから。事業繰り越しをしたというのは契約は終わってるよ。その処理というのは具体的にどうされたんでしょうか。

○議長（井野勝巳君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 天王川の県工事の関係で繰り越しさせていただきましたので、繰り越しの報告は6月にさせていただきました。それで最後の手続といたしましては3月に決算として報告させていただくことになります。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 決算としてどんな形で入ってるんでしょうか。いわゆる損益には、損益計算書には入りませんよね。したがって、貸借対照表の上だけの話だと思いますけども、そこら辺をいわゆるどういう形に整理されたのか、そこら辺だけをお聞きしたい。

○議長（井野勝巳君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 決算としては来年度になりますので、あくまでも報告、工事の際の繰越工事はどうなったかというのは3月に報告させていただきます。ちょっとまだ勉強不足で申しわけないですけど、損益とかその辺どう反映させるかはちょっと勉強してさせていただきます。

○議長（井野勝巳君） 森監査委員。

○監査委員（森 敏幸） 監査委員からちょっと出しゃばって申し上げますが、この決算書にまず収入支出という欄がありまして、決算額で翌年度繰り越し302万5,000円、それが繰り越しですね。これは予算上はこういう形でされておりますが、決算には実際の払いが出て初めて発生します。だから、未収も未払も支払も決算書には全然出てきておりません。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番（廣瀬和良君） 一般会計の繰越明許費との違いは、一般会計ちゅうのは現金主義ですから、お金が動かない限り整理はしなくてもいいんですけども、特会というのは、契約主義ですから、契約が済んでるという段階で既に発生をしているというふうに私は思いますけども。そうになると、いわゆる貸借対照表の資産のほうは何か仕掛金みたいなところにあって、負債のほうは未払金みたいな形で上がってこないと、おかしんじゃないのかなと。それがいわゆる特会の、いわゆる企業会計の原則のような気がしますけども、そこら辺はよろしいんでしょうか。

○監査委員（森 敏幸） いいですか、ちょっと。これも越権行為だと思いますので。

○議長（井野勝巳君） 森監査委員。

○監査委員（森 敏幸） 一般会計とか会社法でも、基本的には契約だけでは発生しないので、ある程度請求書が出て初めて計上するわけでございまして、請求書が出て、そのときに初めて未払になり、支払ったときに未払いを消して計上すると、こういう形になりますんで、契約だけでは一般会計でも会社法でも計上はされてきません。

○議長（井野勝巳君） 廣瀬君。

○3番(廣瀬和良君) そうすると、今の302万5,000円という数字はどこ段階で上がってくるんでしょうか。いわゆる22年度予算で上がってくることになるんでしょうか。だって、まだ契約書もないんですよ。21年度に契約がおきてますから。そこら辺がこれでいいのかなという感じが私はしております。そこら辺。

○議長(井野勝巳君) 山田上下水道課長。

○上下水道課長(山田忠義君) あくまでも22年度に繰り越されたものでして、22年度の決算で出てきます。

○議長(井野勝巳君) 廣瀬君。

○3番(廣瀬和良君) それが基本的に考え方として、一般会計の決算と特別会計の決算は違います。だから、森先生のほうも特別会計の決算だけを別にやられる。それは何だと言ったら、損益計算書があって、いわゆる貸借対照表があって、それをつくらないかん。貸借対照表というのは、仕事が終わってなかったら仕掛品で上がるし。契約そのものは、私は契約時点でもう発生してるんだというふうに思います。その支払いが、工事が済んでなくて支払いが起きてないというのは未払金で整理をしておかないと、決算のあり方としておかしいんじゃないかというふうに思います。以上です。

○議長(井野勝巳君) 日比君。

○9番(日比玲子君) 13ページの有収率ですが、これ毎年下がってきていますけど、この20%弱になる有収率、先ほど監査委員も言われたんですけど、どこが原因なんか、まあ上に吹き出てきたり、あるいは下に潜ったりして漏水することかもしれませんけど、20%というのはちょっと大きいんじゃないかと思うということで、具体的に、ずっと以前に漏水調査を全町内やるようなことも言われたんですけども、そんなこと言ったら莫大なお金もかかるんですけども、20%というのは結構大きな水がどこかに漏れているか、流れているんじゃないかと思うんですけど、何と違ってらっしゃいますか、この有収率の低いのを。

○議長(井野勝巳君) 山田上下水道課長。

○上下水道課長(山田忠義君) 前も、上下水道課において、ずっとこの間の懸案でございまして、ずっと低いままで来てるのが現状で、何が原因かというふうに問い詰められると、地下に浸透していったんじゃないかと言いきやうがないのが現状でございまして。

やはり、それかといってほかっておくわけにはいきませんので、やはり定期的に漏水の多い箇所とかそういったところについて、やっぱり漏水調査も、これからは実施していかなければならないと考えております。

それによってやっぱり管の老朽化も進んでおりますので、その部分、昭和50年ごろにできた管についてはかなり老朽もしていておりますので、場所場所によっては入れかえることも考えていかなければならないと考えております。

〔「終結」の声あり〕

○議長(井野勝巳君) 質疑は終結いたします。

討論ございますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論省略の声がありますので。

〔「反対」の発言あり〕

○3番（廣瀬和良君） 決算のあり方として、ちょっと納得できません。それで本当にいいのかなという感じが実はしとります。そこら辺をはっきりさせていただきたいなと思って。それからいわゆる賛成とか、反対とかということを決めたいなというふうに思います。

○議長（井野勝巳君） 答弁もとめるんですか。

〔「そんな意見あらへん、今討論なんやで。賛成か反対かの討論を」の発言あり〕

○3番（廣瀬和良君） だから、今の段階じゃ。

〔「それは質疑。質疑は終結して、今は討論に入っとんのでから賛成か、反対か」の声あり〕

〔「終結、採決」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論終結をして、採決をいたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定をされました。

午前中はこれもちまして休息に入りたいと思います。

休憩 午前11時44分

再開 午後1時34分

○議長（井野勝巳君） 再開をいたします。

日程第11 発議第7号

○議長（井野勝巳君） 日程第11、発議第7号 国民健康保険に対する国庫負担金制度の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。廣瀬和良君。

○3番（廣瀬和良君） 国民健康保険に対する国庫負担金制度の見直しを求める意見書について。読み上げまして提案にかえます。

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により別紙意見書を提出をするということで、平成22年9月28日提出ということで。提出者は北方町議会議員、廣瀬和良。同、安藤浩孝。同、田中五郎。同、日比玲子。同、戸部哲哉。同、立川良一。同、福井裕子。同、鈴木浩之。この8名でございます。

本文を読みます。

国民健康保険に対する国庫負担金制度の見直しを求める意見書（案）。

国においては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的として、1958年国民健康保険法を制定した。

厚生労働省は有識者会議において、高齢者新医療制度の改革について中間報告をまとめた。将来、地域保険として一元的な運用を図るという観点から、市町村国保の運営に関しては、都道府県単位による広域化が望ましいのではないかとして検討がされている。

現在、国民健康保険加入者は高齢者の増加に伴い、さらに非正規雇用者・フリーター等低所得者層の加入がふえるとともに、企業の解雇に伴い、他の保険に入れない多くの人々の加入がふえている。ところが多い自治体では、年々保険税（料）の値上げにより、払いたくても払えない、支払い困難な世帯がふえる一方となり、滞納世帯は増すばかりである。市町村においては、国保会計はますます窮地に陥り、収納率の低下に歯止めがかからない状況に陥っている。

保険税（料）が高くなる原因は、高額医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことが大きな原因となっている。

本来、かかった医療費の45%が国庫負担であったが、それ以降は保険給付費の50%となり、かかった医療費の38.5%に下げられた。さらに市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は、現在、27%にまで減ったことから、年々国保税（料）の値上げに踏み切らざるを得ず、その値上げは滞納世帯の増加を招き、ひいては収納率の低下となり、国保の財政運営は窮地に追い込まれている。

よって、北方町議会は政府に対し、市町村が行う国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにするため、国庫負担の見直しと普通調整交付金の収納割合等（収納率・全国平均88%の落ち込み）による減額措置の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年9月28日。岐阜県北方町議会。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣でございます。以上でございます。

○議長（井野勝巳君） 質疑がありましたら。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑を終結いたします。

討論ございますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決され

ました。

日程第12 発議第8号

○議長（井野勝巳君） 日程第12、発議第8号 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。福井裕子君。

○5番（福井裕子君） 失礼いたします。子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書についてであります。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、別紙意見書を提出いたします。平成22年9月28日提出。提出者、北方町議会議員、福井裕子。日比玲子。

子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書（案）。

朗読いたしまして説明とかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

HPV（ヒトパピローマウイルス）感染が主な原因である子宮頸がんは、「予防できる唯一のガン」と言われています。年間約1万5,000人が新たに罹患し、約3,500人が亡くなっていると推計されていますが、近年、若年化傾向にあり、死亡率も高くなっています。結婚前、妊娠前の罹患は女性の人生設計を大きく変えてしまいかねず、子宮頸がんの予防対策が強く望まれています。

子宮頸がんの予防対策としては、予防ワクチンを接種すること、及び予防検診（細胞診、HPV検査）によってHPV感染の有無を定期的に検査し、前がん病変を早期に発見することが挙げられます。

昨年、子宮頸がん予防ワクチンが承認・発売開始となり、ワクチン接種が可能になりました。費用が高額なため、一部自治体ではワクチン接種への公費助成を行っていますが、居住地により接種機会に格差が生じることがないように国の取り組みが望まれます。予防検診の実施についても同様に、自治体任せにするのではなく、受診機会を均てん化すべきです。

よって、政府におかれては、子宮頸がんがワクチン接種と予防検診により発症を防ぐことが可能であることを十分に認識していただき、以下の項目について実施していただくよう、強く要望します。

記。1、子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進。①予防効果の高い特定年齢層への一斉接種及び国による接種費用の全部補助。②特定年齢層以外についても一部補助の実施。③居住地域を問わない接種機会の均てん化。④ワクチンの安定供給の確保及び新型ワクチンの開発に関する研究。

1、子宮頸がん予防検診（細胞診・HPV検査）の実施の推進。

①特に必要な年齢を対象にした検診については国による全部補助。

②従来から行われている子宮頸がん検診を予防検診にまで拡大。

③居住地域を問わない接種機会の均てん化。

1、子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成22年9月28日。岐阜県北

方町議会。提出先、内閣総理大臣菅直人殿、厚生労働大臣細川律夫殿。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（井野勝巳君） 提案者の説明は終わりました。

質疑ございますか。戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 中身については、精読でも確認しておりますし、何らこの請願に対して異を唱えるものでもございませんけども、賛成者の日比議員は、今回町にもこの補助を要望されたわけでありまして、町としても大変来年度から前向きな方向のような御返答が、きのう一般質問の中であったわけなんですけども。そんな中において、町からこれに何らかの補助金が出る。そういった中で、また国に対して制度としてこれを確立せよという部分に関して、ちょっとそれは整合性がとれないなという思いがありますので、これ日比議員、賛成議員として書いておられますんで、そこら辺をどういうふうにお考えになっておられるか、ちょっとお尋ねしたい。

あっ、これいかな。福井さんやな。ごめんなさい。

福井議員も6月に町のほうにこのような、同じような質問をされておりますんで、町がなかなか対応してくれなかったから国にという話もこれはいいと思うんですが、今回、たまたま今回の定例会において、日比議員の質問の中で、町のほうも前向きに検討してるという中で、なおかつまた国にまで求めていくのかなと。その部分に関してだけ、御返答いただきたいなと思います。

○議長（井野勝巳君） 福井君。

○5番（福井裕子君） 回答になるかちょっとわかりませんが、私としましては、やはり町単で今回助成をつけて補助の措置をしていただいたんですけど、来年度から。しかし、町の財政的な部分とか、そういったものもかんがみまして、国がこういったものをとるべきことであり、そしてまたこれによって、200億の、全国200億円のやっぱり予算が要するというので、それに対して、予防することによって400億円の医療費の抑制ができるということを調べてありまして、こういった意味におきまして、やっぱり国でとるべき措置をしていただければ、均てん化、平等になっていくんじゃないかなというふうに思いましたので、提出させていただきました。

○議長（井野勝巳君） 戸部君。

○7番（戸部哲哉君） 趣旨としてはすごくよく理解もできるんですが、やっぱり国の制度として要望をこれはするわけなんで、それと町に対しての単独補助を要求するのは若干意味が違うんじゃないかなということをおもうんですよね。本来なら、どっちか一本に絞って、やっぱりこういう議論はしたいなと思うところなんですけども。そこら辺のところ、決して、この意見書を出すことに反対ということではないんですが、やっぱり違うんじゃないかなというところをおもっておりますので。

国の制度として要望されるのか、町の要するに単独事業として要望をされるのかというところが非常にあやふやというか、あいまいというか。これは前回お二方が6月、9月を通じて、たまたまこの提出した賛成者のお二方が同じ一般質問されたんで言うてるわけなんで。そこら辺のところの実際どうなんやと。国に制度化をせよというのか、これは国に要望するまでもない、こ

んなことは町でやるんやということなのかということなんで、そこら辺をお願いをしたいなと思います。

ごめんなさいね。要するに国に制度がないから町にやれということ、国の制度を求めてやれば町に補助を求めることはないということなんです。そこら辺がやっぱり質問と今回の意見書の提案と、ちょっと整合がとれないのではないかなということなんですけど。

○議長（井野勝巳君） 福井君。

○5番（福井裕子君） 済みません。私6月にやらせていただいたときには、町としては、国のほうがそういった政策等々がある、来てから考えるみたいな答弁があったような記憶があります。今回、町のほうでまだ厳しい状況であれば、国のほうに意見書をもって、そして国のほうの制度化をしていただきたいというふうに、私個人的に思っておりました。

そして、今回の日比議員のまだ国の制度化になってないので、とりあえず北方町単独でそういった助成ができないものかと、多分質問されたと思うんですけど、私といたしましては、日比議員がこういった質問をされるということもちょっとわからなかったものですから、まず国への要望をしっかりと均一化の、全体的に助成をしていただきたいというふうな思いで、今回、意見書を出しましたけれど。はい、この意見書はあくまでも国への意見書でありまして、町への意見書という部分では出しておりません。

○議長（井野勝巳君） 質疑を終結いたします。

討論ございませんか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 討論を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり可決をされました。

日程第13 発議第9号

○議長（井野勝巳君） 日程第13、発議第9号 中村広一議員の議員辞職勧告に関する決議を議題といたします。

提案者の説明を求めます。田中五郎君。

○10番（田中五郎君） ただいま議題になっております、発議第9号 中村広一議員の議員辞職勧告に関する決議についてであります。

本議会は、中村議員の辞職を勧告する。平成22年9月28日。提出者、北方町議会議員、田中五郎。賛成者、戸部哲哉、日比玲子、立川良一、福井裕子、安藤浩孝、鈴木浩之、廣瀬和良。

その内容理由の説明をさせていただきます。

中村広一議員は、9月定例議会における本会議及び委員会の開催に対し、無断欠席は議会会議規則第2条に反している。なお、今日に至っても所在は依然として不明であり連絡すらつかない状態にある。

議員は町民の厳粛な信託を受けた代表者であり、良心と責任をもって政治活動を行うべきであり、中村広一議員においては、議員の職責を果たしているとは到底言いがたく、議会の名誉を汚し、町民の信頼を大きく失墜させるものであり、まさに前代未聞の不祥事と言っても過言ではない。政治倫理上、町民の理解を得ることはできなく許されるべき行動ではない。

よって、本議会は道義的・政治的責任に基づき、中村広一議員に対し議員辞職を勧告する。

以上決議をする。以上です。

○議長（井野勝巳君） 提案者の説明は終わりました。

質疑ございますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略し、お諮りいたします。

決議案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしましたので、町長よりあいさつを受けたいと思います。町長。

○町長（室戸英夫君） それでは第5回の北方町議会定例会が閉会をいたしますに当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

22日から今日まで第5回の北方町議会定例会をお開きをいただきまして、全部で10件の、私どもが御審議をお願いをいたしました議案について慎重に審議をいただきまして、提案をさせていただきますとおりに御決定をいただきましたことを厚く御礼申し上げたいと思います。

審議の途中にいろいろと御意見も拝聴をいたしましたので、これからも十分、町政を執行していくに当たりましては、お聞きをいたしました件を尊重をして、今後とも全力を挙げてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 本定例会に付議された案件は、全部終了をいたしました。これをもって平成22年第5回北方町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

閉会 午後2時00分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成22年9月28日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員